

## 小坂町地域公共交通活性化協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、小坂町地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、小坂町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が別に定める。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、小坂町において定められている文書の取扱いに準ずる。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

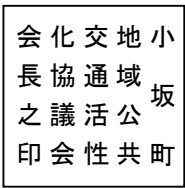
### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月15日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名称                  | ひな形   | 書体  | 形状  |
|---------------------|---|-----|-----|
| 小坂町地域公共交通活性化協議会会長之印 |  | てん書 | 正方形 |

| 寸法<br>(ミリメートル) | 用途           | 個数 | 管理者  |
|----------------|--------------|----|------|
| 21×21          | 会長名をもって発する文書 | 1  | 事務局長 |